

規制	自治体	静岡市	部課	緑地政策課
規制の名称				
静岡市風致地区条例				
根拠条例等				
都市計画法第 58 条、静岡市風致地区条例第 2 条、第 6 条、静岡市風致地区条例許可等審査基準Ⅲ 4				
規制の目的				
風致地区は、都市計画法の規定に基づき都市の風致を維持するために定めたもので、静岡市風致地区条例は、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制等に関して必要な事項を定めている。				
規制内容の概要				
木竹の伐採については、管理上必要な間伐や枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採行為を除き、同条例第 2 条第 1 項第 3 号及び第 6 条第 1 項第 6 号において「建築物の建築または宅地の造成に伴う必要最小限度の伐採」「森林の択伐」「森林の成林が確実であると認められる森林の皆伐で 1ha 以下のもの」「森林区域外の伐採」のいずれかであるとともに、当該地及びその周辺における風致を損なうおそれがないことを基準に許可を行っている。				
規制の概念図				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>適用除外 法に基づく行為 (例) 道路法、河川法、水道法、鉄道事業法、電気通信事業法等全 35 項目</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>それ以外の行為 民間による「建築・造成に伴う必要最小限度の伐採」「森林の択伐」「成林を確実とする森林の皆伐で 1ha 以下」「森林区域外の伐採」のいずれかの行為に該当し、かつ、<u>伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないと認める場合※</u>に許可する。</p> <p>※ (ア) 必要最小限度の伐採 (イ) 樹林地の林縁部の樹木の保護 (ウ) 風致上特に重要な樹木の保存以上の要件を満たす場合</p> </div> </div>				

提案	提案主体	会社・団体
提案事項		
風致地区条例における樹木の伐採基準の緩和		
提案の具体的内容		
<p>静岡市の風致地区条例においては、樹木の伐採及び枝おろし等には厳しい基準が制定されておりますが、立地環境により上記基準の緩和をお願いしたい。</p> <p>景観を観光資源の重要点と位置付ける観光地においては、樹木等の成長や枝の伸長などにより景観が阻害されることは、観光客の期待値を下げることになり、再来訪の機会を失いかねない事案でありますので、障害樹木の伐採や枝おろし等につきましては、緩和措置をお願いしたい。</p>		
対応	措置の分類	対応不可
措置の概要（対応案）		
<p>都市計画法及び市風致地区条例の趣旨は、風致地区における風致景観の維持を目的として樹木の保存・植栽による緑化を進めるものである。</p> <p>国土交通省が発行する都市計画運用指針において、「都市における自然的環境の整備又は保全の意義」について『植物とこれが存する空間と水系の複合機能により美しい景観を形成し、地球環境の悪化を緩和するとともに防災性を向上させ、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となり、野生生物の生息・生育環境を確保している。』とし、すべての都市計画において自然的環境の整備又は保全に配慮することが重要であるとうたわれている。</p> <p>これを受け、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について風致地区として定めるものであり、市風致地区条例は、風致地区内における建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図るものである。</p> <p>このように、<u>当条例は、風致地区内の自然的景観を整備・保全することを目的としており、地区内の恣意的な伐採を制限するためのものである。しかし、風致に影響を及ぼさない程度の行為として、「建築・造成に伴う必要最小限度の伐採」「森林の択伐」「成林を確実とする森林の皆伐で 1ha 以下」「森林区域外の伐採」を認めて許可したり、管理上必要な間伐や枝打ちなどの伐採行為は許可不要とするなど、全ての伐採行為を制限するものではない。</u></p> <p>以上、<u>区域内の風致環境を維持することは観光資源の価値を維持することに資するものであり、提案の目的に反するものではないため、現行基準の規制緩和は考えていない。</u></p>		